

# 県庁内託児施設運営業務 仕様書

## 1 履行場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県庁行政南棟 1 階 けんちょう保育園

## 2 事業所の概要

- (1) 運営主体  
受託者
- (2) 種別  
事業所内保育事業所（福岡市地域型保育事業）
- (3) 運営開始日  
令和 7 年 4 月 1 日
- (4) 面積  
約 149.33 m<sup>2</sup>（別紙位置図及び図面参照）
- (5) 定員  
19 人（従業員枠最大 14 人、一般利用枠最低 5 人）
- (6) 対象児童  
0 歳児（生後 3 か月経過後）から 2 歳児まで
- (7) 開所日  
月曜日から土曜日まで
- (8) 休所日  
日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで
- (9) 開所時間  
午前 7 時から午後 6 時まで
- (10) 延長保育  
午後 6 時から午後 7 時まで

## 3 業務条件

- (1) 全般
  - ・ 新受託者自らが履行場所における事業所内保育事業所（福岡市地域型保育事業）の設置認可及び確認を受け、運営業務を実施すること。
  - ・ 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づく保育を提供すること。
  - ・ 3 歳児以降の受入先となる連携施設は、福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成 26 年 9 月 18 日条例第 59 号）第 6 条の規定により適切に確保すること。
  - ・ 連携施設の受入れ先を確保した上で、従業員枠も地域枠へ振り替える場合があること。

- ・ 業務の履行に当たって知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、委託契約終了後も同様とする。
- ・ 業務従事者の労務管理及び安全衛生管理については、十分注意し、事故防止に努め、労働基準法等関係法令による全ての責任を負うこと。
- ・ 委託契約終了後、現受託者と異なる者が当該業務を受託した場合、現受託者は、当該業務の引継ぎを円滑に行うこと。
- ・ 業務の履行にあたっては予め、現受託者から入園中の児童の生活の様子や状況、保育所運営全般について引継ぎを受け、運営に支障が出ないようにすること。なお、引継ぎの時期、方法については契約締結後、関係者との協議によって決定することとする。
- ・ 令和7年3月31日時点で在園する園児が卒園するまでは、自社の連携施設に加え、現受託者の連携施設を利用できるよう調整すること。

(2) 委託料

0円とする。

(3) 費用負担

ア 福岡県が負担する費用

- ・ 管理経費（共益費及び光熱水費）
- ・ その他福岡県が負担することが相当と考えられる費用

イ 受託者が負担する費用

- ・ 現受託者との引継ぎに要する費用
- ・ 運営業務に係る費用（行政財産使用料及び管理経費（共益費及び光熱水費）を除く。）
- ・ 清掃及びごみ処理に係る費用
- ・ その他受託者が負担することが相当と考えられる費用

ウ 利用者が負担する費用

- ・ 保護者の居住市町村の条例等に定める保育料
- ・ 上記保育料以外の実費
- ・ その他利用者が負担することが相当と考えられる費用

(4) 食事及びおやつの提供

- ・ 食事及びおやつの提供は、受託者が行うこと。
- ・ 衛生管理、栄養管理及び安全管理に関する法令等を遵守し、安全な食事及びおやつを提供すること。
- ・ アレルギー対応については、保護者に報告を求めた上で、アレルゲンの種類の把握に努め、除去食の提供等により、適切に実施すること。

(5) 事故発生防止策等

- ・ 事故発生防止策を講じるため、事故対応マニュアル及び不審者対応マニュアルを作成すること。
- ・ 災害等非常時に保護者が児童を迎えに行くことができない場合において、開所時間の内外を問わず、児童の安全を確保するための方策を策定すること。

- ・ 保育施設賠償責任保険等損害保険に加入すること。
- (6) 廃棄物の処理  
運営により生じる廃棄物は、受託者において処理すること。
- (7) 一時保育事業  
余裕活用型（従業員枠・地域枠）の一時保育の実施を可能とする。